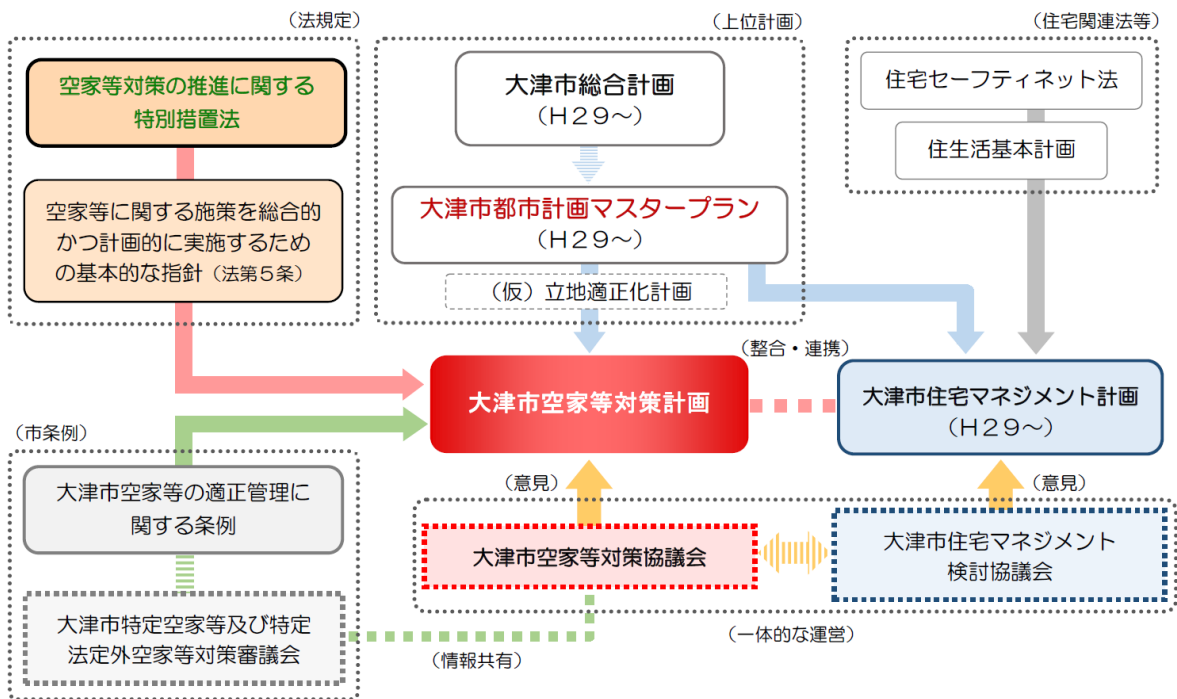


1-2 計画の位置づけ

本計画は、法及び市条例と整合し連動することにより、今後の空家等に関する対策を総合的に推進するための計画として位置づけられます。また、上位計画である大津市総合計画※および大津市都市計画マスタープラン※との整合を図るとともに、今後、策定を検討している立地適正化計画※との関係を考慮し、さらに大津市住宅マネジメント計画※との連携および一体的な協議会の運営等により効率的で効果的な対策を推進します。



■本計画の位置づけ